



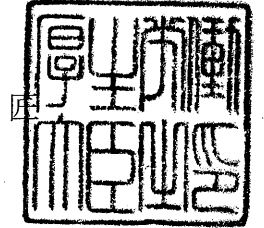
厚生労働省発開 0325 第 1 号

平成 3 1 年 3 月 2 5 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 根本



別紙「職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、
貴会の意見を求める。

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 職業訓練基準の見直し

近年の社会情勢や産業技術の革新の動向等を踏まえ、職業訓練内容の充実を図るため、普通課程の普通職業訓練における印刷・製本系の製版科、化学系の化学分析科及び公害検査科、塗装系の建築塗装科、デザイン系の広告美術科、工業デザイン科及び商業デザイン科並びに理容・美容系の理容科及び美容科並びに専門課程の高度職業訓練における電気・電子システム系の電子技術科、化学システム系の環境化学科及び産業化学科の教科の科目及び訓練時間の見直しを行うものとする。〔別表第二及び別表第六関係〕

第二 職業訓練指導員試験に関する見直し

- 一 他法令に基づく制度改正に対応するため、介護サービス科、理容科及び美容科の免許職種に係る職業訓練指導員試験の試験科目について、見直しを行うものとする。〔別表第十一関係〕
- 二 特に不足している免許職種である介護サービス科に係る職業訓練指導員の今後の継続的・安定的な確保に資するよう、介護サービス科に係る職業訓練指導員試験の受験資格に、保育士登録証を有する者、保健師、助産師、看護師若しくは准看護師の免許を有する者、養護教諭の免許状を有する者、理学療法

士若しくは作業療法士の免許を有する者、社会福祉士登録証若しくは介護福祉士登録証を有する者、精神保健福祉士登録証を有する者又は保育教諭の資格を有する者を追加すること。（別表第十一の三関係）

三 保健師、助産師若しくは看護師の免許を有する者、介護福祉士登録証を有する者又は第二の二に掲げるその他の者のうち、介護分野における一定の実務経験を有する等の要件に該当する者について、介護サービスクに係る職業訓練指導員試験の実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科を免除とすること。（別表第十一の三関係）

第三 その他

その他所要の改正を行うこと。

第四 施行期日等（附則関係）

一 施行期日

この省令は、平成三十一年四月一日から施行するものとする。

二 経過措置

この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。